

京都市市政協力委員設置規則

昭和 28 年 6 月 4 日制 定
昭和 35 年 4 月 1 日全部改正
昭和 43 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正

(目 的)

第 1 条 市政の円滑なる運営と行政能率の向上をはかるため、区に市政協力委員
(以下「委員」という。)を置く。

(任 務)

第 2 条 委員は、前条の目的を達成するため、担当区域内の次の事項に関し、市に
協力するものとする。

- (1) 諸通知の伝達及び諸書類の配付、収集に関すること。
- (2) 市政の普及徹底に関すること。
- (3) 市民の要望の取次に関すること。
- (4) その他区長が特に必要と認めること。

(委員担当区域の設定)

第 3 条 区長は、その区の町の区域または在住世帯数等を勘案し、区域を分けて委
員担当区域を設ける。

(委員の委嘱と任期)

第 4 条 市長は、前条の担当区域ごとに、適当と認める者 1 人を委員に委嘱する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、任期の中途において委員の更迭があった
場合は、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

(委員の連絡協議会)

第 5 条 委員相互の連絡をはかるため、旧学区区域ごとに委員の連絡協議会を置く
ことができる。

- 2 連絡協議会に会長を置くことができる。
- 3 会長は、連絡協議会の会議をつかさどり、その任期は委員の任期に従う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 3 月 30 日規則第 80 号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日規則第72号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。